

(仮称) 世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 区立学校におけるいじめへの対応の基本方針（第4条 - 第5条）

第3章 各主体の責務等（第6条 - 第11条）

第4章 区立学校における段階別対応の基本（第12条 - 第15条）

第5章 体制等（第16条 - 第19条）

第6章 いじめ重大事態への対処（第20条 - 第25条）

第7章 区立学校以外の学校等（第26条 - 第27条）

(前文骨子)

- ・すべての子どもの幸せや成長にとって何が一番よいかを、いつも大切にします。
- ・いじめは、人の心や体を傷つけ、成長や将来にも大きな影響を与えることがあり、許されない行為です。
- ・いじめは特別なことではなく、どの子にも起こる可能性があります。
- ・いじめでは、いじめられる人、いじめる人、見ている人など、誰もがその立場になる可能性があります。
- ・区は、いじめを子どもの大切な権利や人としての尊厳を傷つける行為として考えます。
- ・区は、いじめによって傷ついた子どもが安心を取り戻し、自分らしく過ごせるよう支援することを大切にします。
- ・区は、すべての子どもを、権利をもつ大切な存在として尊重します。
- ・区は、子どもの考えや気持ちにしっかり耳を傾け、その声が生かされるよう努めます。
- ・区は、学校、家庭、地域、関係機関と協力しながら、すべての子どもが安全で安心して学び、健やかに成長できる地域社会を目指します。

※本骨子は、条例前文の作成に向けた基本的な考え方を示したものです。今後の検討や議論を通じて、表現や内容をさらに整理し、前文案として取りまとめていきます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、教育基本法（昭和22年3月31日法律第25号。以下「法」という。）、こども基本法（令和4年6月22日法律第77号）、世田谷区子どもの権利条例（平成13年12月10日条例第64号）の趣旨を踏まえ、いじめにより、子どもの生命及び安全、尊厳が脅かされない環境を確保するため、子どもの最善の利益を基本として、いじめの未

然防止、予兆への気づき及び予防的対応、早期発見及び早期対応、被害を受けた子どもの心身の回復並びに再発防止及び関係性の調整・回復を総合的に推進し、すべての子どもが安全・安心に学び、生活し、成長できる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)いじめ 児童生徒に対して、当該の児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該の児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)いじめの防止等 いじめの未然防止、予兆への気づき及び予防的対応、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3)区 区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいう。
- (4)学校 区に在住する子どもが在籍する、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (5)児童生徒に関わる施設等 児童生徒の教育、スポーツ活動、文化活動その他の活動に関わる施設又は団体をいう。
- (6)未就学児に関わる施設等 幼稚園、保育所、認定こども園その他未就学児の教育、保育又は支援を行う施設をいう。
- (7)区立学校 世田谷区立学校設置条例に規定する小学校及び中学校をいう。
- (8)子ども まだ18歳になっていない全ての人及び18歳になっていない全ての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人をいう。
- (9)児童生徒 学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (10)保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。
- (11)地域住民等 区内に在住、又は在勤し、若しくは在学する者又は区の区域内で事業を営む者をいう。
- (12)関係機関等 警察、児童相談所、世田谷区子どもの権利擁護委員その他いじめの防止等に関係する機関等をいう。
- (13)複雑事案 当事者間の関係性、多様な個人の特性、家庭環境その他の背景要因が複合的に関係し、又は学校内外の人間関係若しくはSNS等を通じたやり取りが影響することにより、事案の状況及び経過を面的に整理することが困難なものをいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、すべての判断及び対応において、子どもの最善の利益を最優先として行われなければならない。

2 区及び学校は、いじめへの対応に当たり、被害を受けた子どもの安全・安心と尊厳の回復を最優先とするとともに、事実関係及び状況を丁寧に把握しなければならない。

- 3 いじめへの対応は、処罰や責任追及を目的とするのではなく、関係するすべての子どもについて、その背景や子どもが置かれている状況について理解を深め、その改善を図るとともに、関係性の調整や健やかな成長及び再発防止につながる支援を行うことにより、いじめの解消を図ることを基本として実施されなければならない。
- 4 区及び学校は、子どもの意見を表明する権利を尊重し、その意向を丁寧に聴き取るとともに、子どもが安心して自分らしく過ごしなが、困難な経験を乗り越える力及び対話等による他者との関係を修復する力や関係を整える力を育むことができるよう支援しなければならない。
- 5 区及び学校は、自ら支援を求めることが困難な子ども又はいじめとして認識することが困難な状況にある子どもに注意を払い、十分に配慮しなければならない。
- 6 関係性の調整及び回復は、被害を受けた子どもにのみ和解や関係の継続を求めるものではなく、本人の意向を尊重しながら、被害の継続・拡大を防止するとともに、関係するすべての子どもを対象として、環境の調整その他の適切な方法により図られなければならない。
- 7 いじめは、学校の設置者又は種別にかかわらず、子どもが心身の苦痛を感じている状況をもって把握されるべきものであり、その後の子どもの成長及び学校生活等に影響を及ぼし得るものとして認識されなければならない。
- 8 区及び学校、保護者、区民等は相互に連携し、子どもが安心して過ごし、困難に直面した時にも必要な支援を受けながら成長することができる地域社会の実現に努めるものとする。

第2章 区立学校におけるいじめへの対応の基本方針 (適用及び対象)

第4条 第4条から第25条までの規定は、区立学校に在籍する児童生徒に係るいじめへの対応について適用する。

- 2 区がこの条例に基づき行う具体的な対応、支援及び措置は、区立学校に在籍する児童生徒を対象として実施するものとする。

(いじめへの対応の基本方針)

第5条 いじめは、言動や行為の程度、頻度、背景及び児童生徒同士の関係性により多様な様相を呈するものであることを踏まえ、その対応に当たっては、事案の性質及び背景、また段階に応じた適切な対応を行うものとし、同一の対応を一律に当てはめるものではない。

- 2 発生したいじめについては、児童生徒の異変に早期に気づき、支え、深刻化させないことを重視し、対応に当たっては、児童生徒の状況及び背景への理解を踏まえ、児童生徒同士の関係性の調整及び回復を重視して行われるものとする。
- 3 区、教育委員会及び区立学校は、いじめの行為に及んだ児童生徒について、当該行為のみに着目するのではなく、その背景にある事情、発達段階及び生活環境等を踏まえ、再発を防止し、人権を侵害しないよう当該児童生徒に自覚を促し、健やかな成長に資するよう、必要な指導及び支援を行うものとする。

- 4 区及び区立学校は、被害を受けた児童生徒の安全及び安心の確保を最優先としつつ、関係する児童生徒が孤立することのないよう配慮するとともに、児童生徒が自ら他者との関係や課題について考え、対話を通じて解決に向かう過程を支えるものとする。

第3章 各主体の責務等

（区の責務）

第6条 区は関係機関等と連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめ防止等における対策を総合的かつ継続的に推進する責務を有する。

- 2 区は、区立学校以外の学校に在籍する児童生徒、未就学児並びに進学又は転学後の状況についても留意しつつ、関係機関等との連携及び情報共有の充実に向けて、その他必要な協力の在り方について検討するものとする。
- 3 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（教育委員会の責務）

第7条 教育委員会は、区立学校及びその教職員がいじめの防止等に関し、必要な助言、支援及び体制整備を行う責務を有する。

- 2 教育委員会は、いじめの深刻化及び重大事態への発展を未然に防止するとともに、いじめへの対応に当たる学校及び教職員が孤立し、又は対応を抱え込むことのないよう、人的支援、専門的支援、相談体制の整備その他必要な支援体制の整備及び充実を図るものとする。
- 3 教育委員会は、区立学校に対して適切な支援を行うことができるよう、心理職及びその他の専門職を活用した体制の整備を図る。
- 4 教育委員会は、いじめに関する事例及び知見を収集し、及び分析し、その結果を区立学校現場に共有するとともに、いじめの防止等のための施策及び学校における対応の改善に活用するものとする。
- 5 教育委員会は、世田谷区子どもの権利擁護委員をはじめ関係機関等と連携し、いじめの予防や解消に向けた取り組みの普及を図る。

（区立学校及び教職員の責務）

第8条 区立学校及び教職員は、いじめの防止等に当たり、特定の教職員による個別対応に依存することなく、組織として連携し、必要に応じて心理職をはじめとした専門職の協力を仰ぎながら対応を行う責務を有する。

- 2 教職員は、日常的な関わり及び対話を通じて得られる児童生徒の言動、表情、関係性その他の変化並びに学級又は集団の状況の変化を、いじめにつながるおそれのある予兆として捉え、これを見過ごすことなく教職員間で共有するとともに、必要な支援その他の予防的な対応につなげるよう努めるものとする。

- 3 区立学校は、初期対応の段階においても、当該事案における児童生徒の状況を一面的に捉えることなく、児童生徒一人ひとりの特性及び置かれている状況を十分に理解した上で、早期の支援につなげるよう努めるものとする。
- 4 区立学校は、被害を受けた児童生徒の安全・安心の確保及び尊厳の回復を最優先としつつ、関係したすべての児童生徒が孤立することのないよう、配慮した対応に努めるものとする。この場合において、教職員は、関係したすべての児童生徒が自ら他者との関係や課題について考え、対話を通して解決しようとする過程を尊重し、これを支えるよう努めるものとする。

（児童生徒の役割）

- 第9条 児童生徒は、いじめが許されない行為であることを理解し、互いの人格及び多様性を尊重して行動するよう努めるものとする。
- 2 児童生徒は、困ったこと又はつらさを一人で抱え込まず、信頼することができる教職員、保護者、地域住民その他児童生徒に関わるすべての者又は相談機関に相談することができる。
 - 3 児童生徒は、安心して過ごすことができる学校づくりに主体的に関わり、困難な経験を乗り越える力及び対話等による他者との関係を修復する力や関係を整える力を発達の段階に応じて身につけることができるよう努めるものとする。

（保護者の責務）

- 第10条 保護者は、本条例の基本理念及びいじめへの対応の考え方について理解を深め、児童生徒の最善の利益を最優先として、できるだけ児童生徒が主体的に解決できるよう、区立学校及び関係機関等と基本的な考え方を共有し、相互の信頼関係に基づき、連携及び協力するよう努めるものとする。
- 2 保護者は、いじめに直面した際の当事者であると同時に、必要に応じて支援の対象ともなり得ること及び保護者自身も心身の負担や困難を抱えることがあることを踏まえ、区立学校その他関係機関の支援を受けながら、児童生徒の最善の利益を中心として対応するよう努めるものとする。
 - 3 保護者は、児童生徒の様子及び意見に目を向け、いじめの兆候に気付いた場合には、早期に区立学校に相談又は情報提供を行うとともに、児童生徒の意思を尊重し、児童生徒と共に考えるよう努めるものとする。

（地域住民等及び関係機関等の役割）

- 第11条 地域住民等及び関係機関等は、児童生徒の変化又はいじめの兆候に気付いた場合には、区立学校その他関係機関等への情報提供に努めるものとする。
- 2 地域住民等及び関係機関等は、区立学校及び関係機関等と連携し、児童生徒の居場所及び相談先の確保に努めるものとする。
 - 3 地域住民等及び関係機関等は、いじめを経験した児童生徒及びその保護者が孤立しないよう、必要な支援体制の充実に努めるものとする。

第4章 区立学校における段階別対応の基本

(予防)

第12条 区立学校は、児童生徒一人ひとりの違いが尊重され、安心して意見や気持ちを表明することができる学級及び区立学校の環境づくりを通じて、いじめが生じにくい集団形成に努めるものとする。

2 区立学校は、成功体験のみならず、失敗や葛藤を含めた学びの過程が大切にされる学級運営を行い、対話を通じて人間関係を調整する力を育むよう努めるものとする。

3 区立学校は、教職員が日常的に児童生徒の状況や小さな変化について相談及び共有を行うことができる体制を整えるとともに、必要に応じて専門職も含めた連携を図り、気づきを特定の教職員のみで抱え込むことなく、区立学校全体で支援につなげる風土づくりを予防の基盤として重視するものとする。

4 区立学校は、児童生徒の言動、表情、関係性その他の変化並びに学級又は集団の状況の変化を、いじめにつながるおそれのある予兆として捉え、これを見過ごすことなく、必要な支援その他の予防的な対応につなげるものとする。

(早期発見)

第13条 区立学校は、明確な被害の申告がない場合であっても、児童生徒が心理的又は身体的な苦痛を感じていると認められる状況その他いじめが疑われる行為又は状況を把握した場合には、必要な事実確認その他の対応につなげるものとする。

2 区立学校は、早期発見に当たっては、特定の教職員の判断のみに依存するのではなく、組織的な情報共有及び多角的な視点に基づいて行うものとする。

(早期対応)

第14条 区立学校は、いじめが疑われる場合には、事実関係の確認を行うとともに、子どもの不安や恐怖に寄り添い、安心して過ごすことができる環境の確保を中心に置いた対応を行うものとする。

2 区立学校は、初期対応に当たっては、被害を受けた児童生徒の安全・安心及び学習環境の保障を優先するとともに、児童生徒が孤立しないよう配慮するものとする。

3 区立学校は、初期対応の段階においても、児童生徒の状況及び背景を踏まえ、いじめに至った要因その他の背景事情についても丁寧に把握し、必要に応じて教育委員会及び専門職又は関係機関等と連携し、継続的な支援につなげるよう努めるものとする。

(複雑事案への対応)

第15条 区立学校及び教育委員会は、複雑事案への対応に当たっては、事案の背景及び関係性を踏まえ、児童生徒の安全及び安心の確保並びに状況の改善を図るものとする。

2 区立学校及び教育委員会は、いじめの事案が複雑事案に該当すると認める場合には、当該事案が重大事態に至っていない段階であっても、専門職又は関係機関等との連携を含め、組織的かつ多角的な対応を行うものとする。

第5章 体制等

(世田谷区いじめ防止基本方針の策定)

第16条 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ計画的に推進するため、本条例の基本理念を踏まえ、いじめ防止等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

(学校いじめ防止基本方針の策定)

第17条 区立学校は、前条の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じたいじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これを実施するものとする。

(世田谷区いじめ防止等対策連絡会の設置)

第18条 教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関等との連携を図るため、いじめ防止等対策連絡会を設置することができる。

2 連絡会は、いじめの防止等に関する情報共有、意見交換、取組に関する助言及び支援その他必要な事項について協議を行い、区立学校におけるいじめ防止等の取組が実効的に推進されるよう連携を図るものとする。

(世田谷区いじめ問題調査委員会の設置)

第19条 教育委員会は、いじめの防止等のための対策が専門的かつ中立的な見地から推進されるようにするとともに、法第28条第1項に規定する調査その他いじめに関する事案について調査を行うため、教育委員会の附属機関として、いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて意見又は提言を行うものとする。

(1) いじめの防止等のために教育委員会及び区立学校が実施する施策

(2) 法第28条第1項に規定するいじめの重大事態に係る調査

(3) 再発防止及び児童生徒が安心して過ごすことができる教育環境の整備に関する事項

3 調査委員会は、教育、心理、福祉、法律、医療その他いじめに関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員で組織する。

4 調査委員会は、特定の事案について調査を行うため、必要に応じて部会を置き、又は専門的知見を有する者を専門調査員として任命することができる。

5 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第6章 いじめ重大事態への対処

(基本姿勢)

第20条 教育委員会及び区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対処に当たっては、被害を受けた児童生徒の生命及び心身の安全並びに安心して学ぶ権利の保障を最優先としなければならない。

- 2 重大事態への対処は、事実関係の解明のみを目的とするものではなく、被害を受けた児童生徒及びその保護者に対する支援を速やかに開始し、又は継続することを基本とし、調査と支援は並行して行われなければならない。
- 3 教育委員会及び区立学校は、被害を受けた児童生徒にとって何が安全・安心につながるのかについて、当該児童生徒の意見及び意向を尊重しながら把握し、その最善の利益を踏まえて必要な支援及び環境調整を行うものとする。

(重大事態が疑われる場合の対応)

- 第 21 条 区立学校は、いじめにより重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、速やかに児童生徒の安全確保のために必要な措置を講ずるとともに、教育委員会に報告しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被害を受けた児童生徒及びその保護者への説明、心理的支援、関係機関との連携その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

- 第 22 条 教育委員会は、重大事態に該当する事案について、法第 28 条第 1 項の規定に基づき、事実関係を明らかにするための調査を行うものとする。
- 2 教育委員会は、前項の調査を行うに当たり、事案の内容、被害を受けた児童生徒及びその保護者の意向その他の事情を踏まえ、学校又は教育委員会、世田谷区いじめ問題調査委員会その他適切な調査組織に調査を行わせることができる。
 - 3 調査に当たっては、被害を受けた児童生徒の心身の状態、意向及び負担に十分配慮するとともに、当該調査と児童生徒への支援及び必要な指導が並行して適切に行われるよう努め、全ての児童生徒の学び及び学校生活の継続に配慮しなければならない。

(調査結果の報告及び説明)

- 第 23 条 教育委員会は、前条の調査が終了したときは、被害を受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うものとする。
- 2 教育委員会は、調査結果を区長に報告するとともに、再発防止策を検討し、区立学校への支援に反映させるものとする。

(再調査)

- 第 24 条 区長は、前条第 2 項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、附属機関に再調査を行わせることができる。
- 2 再調査を行う附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(再発防止及び継続的支援)

- 第 25 条 教育委員会は、重大事態への対応並びに調査又は再調査の結果を踏まえ、区立学校における再発防止及び教育環境の改善に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 区は、被害を受けた児童生徒及びその保護者が事案終結後も孤立することのないよう、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援に努めるものとする。

第7章 区立学校以外の学校等

（区立学校以外の学校等との連携）

第26条 区は、本条例の目的及び基本理念が、区立学校以外の学校、児童生徒に関わる施設等及び関係機関等に広く共有されるよう、必要な周知に努めるものとする。

2 区は、区立学校に在籍する児童生徒の進学、転学その他の環境の変化に伴う支援の継続性に配慮し、区立学校以外の学校、児童生徒に関わる施設等及び関係機関等との連携、情報共有その他必要な協力の推進に努めるものとする。

3 区は、区立学校以外の学校に在籍する児童生徒についても、当該児童生徒の状況に応じ、必要な支援につながるよう努めるものとする。

4 区は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめに関係する児童生徒に対する必要な指導及び支援、適切な事実関係の把握、再発防止その他のいじめへの対応が、本条例の目的及び基本理念を踏まえて行われるよう、関係する学校、施設及び機関との必要な連携及び協力に努めるものとする。

（未就学児に関わる施設等との連携）

第27条 区は、本条例の目的及び基本理念について、未就学児に関わる施設等との共有及び周知に努めるものとする。

2 未就学児に関わる施設等は、乳幼児期の子ども同士のぶつかり合いや、それにより生じる葛藤、その他の事象については、乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼稚園教育要領、保育所保育指針その他これらに準ずる基準に基づき、必要な指導及び援助を行うものとする。